

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
洲本市	鮎原下	令和5年2月9日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.6 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受け可能耕作面積は、集落内において後継者不足の面積をカバー出来るようになっているが、10年後にその中心経営体の後継者の育成が必要であり、合わせて地区外からの就農者や新規就農希望者の呼び込みも行っていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、中心経営体である認定農業者4経営体と農事組合法人が中心として担い、裏作については中心経営体であると認定新規就農者3経営体と農事組合法人が担っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(集落営農)	玉ねぎ	2.0 ha	水稲、玉ねぎ、秋冬作	17.0 ha	常時従事10名、従業員1名
認農	B	繁殖和牛、WCS	80頭、 9.7 ha	繁殖和牛、WCS	80頭、 9.7 ha	
認農	C	水稲、玉ねぎ、レタス	1.6 ha	水稲、玉ねぎ、レタス	2.0 ha	
認農	D	花壇苗	0.5 ha	花壇苗	0.5 ha	
認農	E	水稲、レタス	4.6 ha	水稲、レタス	5.0 ha	
認農	F	水稲	8.5 ha	水稲	12.0 ha	
その他	(有)G	水稲、麦	1.0 ha	水稲、麦	1.5 ha	
その他	H		1.2 ha	レタス	2.0 ha	今後5年計画

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、鮎原下地域において、未整備農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組みが始まっており、その実現に向けて中心経営体として農事組合法人の活動に対して高齢者も含め地域で支援していく。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	A	4,300		
2	B	3,500		
3	C	3,800		
4	D	2,700		
5	E	2,700		
6				
7				
8				
9				
10				
	計	17,000		